

第2章 公教育思想

第1節 エルヴェシウスからコンドルセへ

——教育思想の継承と展開——

永 治 日 出 雄

はじめに

本節はフランス革命期の思想家マリー-J.-A.-N. C. コンドルセ (Marie-J.-A.-N. C. Condorcet 1743-1794) を、百科全集派の代表的哲学者クロード・アドリアン・エルヴェシウスとの関連において考察する。啓蒙思想の最後を飾る哲学者、ジロンド派の指導的な革命家、進歩史観を築き上げた歴史家としてコンドルセは著名であるが、主としてここでは公教育の原則を確立したという観点から検討される。なお、啓蒙思想の継承および発展という観点からエルヴェシウスとコンドルセの係りを追跡し、双方の教育思想を比較・分析することを、執筆者は特殊な課題としたい。

専門的な学者の間だけでなく、一般の教師や学生の間でもわが国においてはコンドルセへの関心がかなり高い。戦後の日本でかれの著作が近代公教育の源流として紹介され、教育界や教育運動に相当の影響を与えたからである。ただし、外国文化を受容する際しばしば生ずるように、コンドルセの思想も一面的な理解と誇張を伴って、私たちのもとに導入された。日本の現実に対する直接的な指針をそこに求めるあまり、文化遺産の一面化や単純化が発生したわけである。とはいえ、だが、コンドルセの教育思想に関する、ひいては公教育の原則に関する部分的な誇張と誤解が、教育界や教育運動のなかで国家主義的な統制に抗する強力な理論的武器となった。

日本の教育界におけるコンドルセの受容は複雑な要素を秘め、本論考はそれを分析・評価するものではない。むしろ、彼の教育思想が本来どのような意味と意義を有したかを、筆者は歴史研究と比較思想の方法によって解明しよう。

1 エルヴェシウス夫妻とコンドルセの直接的な関係

(1) エルヴェシウス夫人の文芸サロンとコンドルセの関係

エルヴェシウスが文筆活動に専念するため総括徴税請負人の職を辞し、アンヌ・C. リニューヴィユ＝ドトリクールと結婚して数年後、パリのサン・タンヌ街で1755年頃からエルヴェシウス夫人の文芸サロンが始まった。これこそジェフラン夫人やドルバック男爵が主宰する社交とともに、啓蒙期における哲学者たちの拠点となった会合である。労作『エルヴェシウス夫人の文芸サロン——カバニスと観念学派——』で著者 A. ギロワは彼らの参集や交流についてつぎのとおり書く。

エルヴェシウスとその夫人はサン・タンヌ街の壮麗な邸宅で毎年4カ月暮した。もっとも著名な文筆家たちが正餐に招かれ、毎週の火曜2時に寄り集まったのは、この邸宅である。ディドロとダランベール、ドルバックとレナール、テュルゴとコンドルセ、ガリアーニとベッカーリア、マルモンテルとモルレ、デュクロとサン＝ランベール、ヒュームとションペルクなどであり、一言で述べれば、これらの人びとすべてがエルヴェシウス夫妻の邸宅における〈人間精神の三部会〉に参加したわけである。(中略)

こうして夫人が談笑を活気づける一方、エルヴェシウスは〈思想の追究〉に専念し、覚書に書きつけたばかりの想念、やがて『精神論』に鑲められる想念をだれかれに開陳

エルヴェシウスとコンドルセの著作および邦訳について脚註では下記の略号を使用する。

HE1 : Claude-Adrien Helvetius, *De l'Esprit*, Paris, Durand, 1758.

HH1 : Claude-Adrien Helvetius, *De l'Homme, de ses facultés intellectuelles et de son éducation*, Londres, Société typographique, 1773. 2 volumes.

HOL : Claude-Adrien Helvetius, *Oeuvres complètes*, éd. L. La Roche, Paris, Didot l'aîné, 1795. (George Olms Verlagsbuchhandlung, Hildsheim, 1967) 14 volumes.

COA : Marie-J.-A.-N. C. Condorcet, *Oeuvres*, publiées par A. Condorcet O'Connor et M. F. Arago, Paris, Firmin Didot Frères, 1847. 12 volumes. (Friedrich Frommann Horzboog 1968)

CMI : Condorcet, "Sur l'instruction publique", dans *ibid.*, tome VII.

CTC : *Correspondance inédite de Condorcet et de Turgot, 1770-1779*, par C. Henry, Genève, 1970. (Slatkine Reprints)

CSC : *Correspondance inédite de Condorcet et Madame Suard, 1771-1791*, par E. Badinter, Paris, Fayard, 1988.

エニネ : エルヴェシウス著, 根岸国孝訳『人間論』明治図書, 1966年。

ココマ : コンドルセ著, 松島鈞訳『公教育の原理』明治図書, 1966年。

なお、エルヴェシウスの著作に関しては諸版の間に相当の異文が認められる。本節における試訳は信頼度の高い『精神論』初版および『人間論』初版に依拠するが、広く流布しているラロッシュ編『全集』(復刻版)の該当箇所をも註に付記した。

するのであった¹⁾。

エルヴェシウスの主著『精神論』は1758年に公刊され、『百科全書』第7巻とともに苛酷な弾圧に曝される。しかし、かれが逝去する1771年まで、サン・タンヌ街における哲学者たちの会合は続けられた。これをエルヴェシウス夫人の第1次文芸サロンと名付けよう。『精神論』への弾圧が鎮静する1760年に、ダランベールとレスピナス嬢がコンドルセをエルヴェシウス夫人に紹介した²⁾。

寡婦となったエルヴェシウス夫人はパレ・ロワイヤル付近のサン・タンヌ街からブーローニュの森近くのオートゥユ街へ転居し、ここにも多くの知識人が参集する。コンドルセはこの第2次文芸サロンで、重農主義者テュルゴとの旧交を暖め、カバニスなど観念学派とも親しくなった。思想家および政治家としてコンドルセを大成させた土壌には、オートゥユにおけるこうした切磋琢磨が勿論含まれる。E. バダンテ等による最新の評伝『コンドルセ——政治の世界における知識人——』を参照したい。

コンドルセがエルヴェシウス夫人のもとに足繁く通うのは、かの女が寡婦となって数年のちである。60歳代の未亡人にコンドルセは深い愛着を感じた。ダンヴィル夫人に比較すると、それほど怜愍ではないが、心の広さでは劣らない。かの女の魅力に惹きつけられ、一定の間隔を置いて、フランクリンとテュルゴが再婚を申し込んだ。コンドルセにとって大革命はダンヴィル夫人との友愛を破壊したが、エルヴェシウス夫人との絆を強化し、その絆は両者の思想をも結びつけた。コンドルセは後年〈観念学派〉と呼ばれる若い世代の哲学者たち、すなわちヴォルネー、ドノー、デステュット・ド・トラシ、ジャンゲネらと、エルヴェシウス夫人のもとで繋がっていく。オートゥユでカバニスと会うこともこれらの人々は好んだ。1778年にテュルゴとルーシェがこの若い医学生をエルヴェシウス夫人に紹介したのである。カバニスは21歳であり、かの女の息子が生きておれば、同年であったろう。オートゥユの聖母〔エルヴェシウス夫人〕はただちにカバニスを家族の一員とし、邸内に同居させた。この非凡な若者は繊細な体質と憂愁の影をもち、才知と感性を漂わせていた。洗練された魅力にも恵まれたかれは、エルヴェシウス夫人の小さな社交界をたちまち壘惑した。かれをフランクリンは鐘愛し、テュルゴは称讃し、慧眼な主治医であるかれにのみミラボーは約束を守った。本当の義弟になる以前から、コンドルセもカバニスを弟のように可愛がった³⁾。

1) Antoine Guillois, *Le Salon de Madame Helvétius, Cabanis et les Idéologues*, Paris, Calman Lévy, 1984, pp. 13-15.

2) Elisabeth Badinter et Robert Badinter, *Condorcet. Un intellectuel en politique*, Paris, Fayard, 1988, pp. 157.

3) *Ibid.*, pp. 157-158.

第2章 公教育思想

1786年にコンドルセは20歳年下のソフィ・ド・グルーチと結婚し、大革命勃発ののちコンドルセ夫人の文芸サロンには革命家や観念学派が結集した⁴⁾。1792年4月に成立したジロンド派内閣は、オーストリア軍の侵攻とフイヤン派の圧力によって一時崩壊したものの、8月10日の武装蜂起でふたたび立ち直る。コンドルセもジロンド派の指導的な議員として活躍し、かれの起草による『公教育の一般組織にかんする報告』が同年2月から8月まで立法議会で審議される。この緊迫した時期にコンドルセは妻子とともにしばしばオートゥユに赴き、エルヴェシウス夫人の邸宅にも逗留した⁵⁾。ジロンド派の政権復帰と国王の権利停止が決った1792年夏について、ギロワ著『コンドルセ侯爵夫人——その家族、文芸サロン、友人——』につき記述がみられる。

休養して人生の新しい段階に登る必要を感じたかのように、コンドルセはあの美しい村落オートゥユ、それまで沢山の甘美な瞬間を味わせてくれたオートゥユに、妻や娘と一緒に永住することを、その時点で考えた。

8月5日にはコンドルセが夫人同伴で新しい庁舎の落成式に列席している。近隣の国民軍に護衛されて、娘たちの行列が夫妻のあとに続いた。かの女らはヴォルテールとルソーの胸像に花冠を捧げただけである。そして、エルヴェシウスの胸像のところへ来ると、楽の音が響いた。

家族のなかで暮す以上に、いづこが快適であろうか。

哲学者〔エルヴェシウス〕の肉親や友人が彫像を花で飾り、感動する公衆のまえで抱擁していたが、コンドルセ夫妻もその仲間に入った。

8月10日夫妻はまだエルヴェシウス夫人の邸宅に滞在していた。

「警鐘が鳴り響く」とコンドルセは『弁明断章』に誌す。「私はオートゥユにいた。パリに戻る。議会へは国王より数秒前に到着した。国王は怯えた態度よりも、むしろ不安な様子を示し、気を張っているが、威厳をもたない。私には秘密が明かされていないが、一斉砲撃のあと友人のひとりが来て、不満を訴えた。議会をやはり尊重してほしかった、と。

コンドルセは妻、娘、義母、そして義妹のフェリシテ・シャルロットをもオートゥユへしばしば連れていった⁶⁾。

4) E. Badinter et R. Badinter, *op. cit.*, pp. 209-220.

5) Guillois, *op. cit.*, pp. 66-70.

6) Antoine Guillois, *La Marquise de Condorcet, sa famille, son salon, ses amis, 1764-1822*, Paris, Paul Ollendorf, 1897, pp. 109-110.

なお、ギロワが引用する『弁明断章』も、アラゴ=オコナー編『コンドルセ著作集』に含まれる。Condorcet, "Fragment de justification", dans COA. tome I, p. 601.

なお、翌年5月31日権力を掌握したモンターニュ派は、多数のジロンド派を議会から追放し、コンドルセにも逮捕状を発した。潜伏したコンドルセを護るため、エルヴェシウス夫人の周辺も慌だしい動きを示し、国民公会公安委員会はふたりの警視にオートゥウを捜査させる⁷⁾。やがてコンドルセはリュクサンブール庭園の近くに住むヴェルネ夫人に匿まれ、「人間精神進歩史素描」の執筆に没頭した。逮捕、処刑、自決に至るかれの悲劇的な最期はよく知られている。

(2) エルヴェシウスの著作にたいするコンドルセの論評

エルヴェシウスの作品のなかでもっとも著名かつ重要なものは、さきに述べた『精神論』である。『精神論』は啓蒙思想の代表的な作品のひとつであり、これにたいする弾圧の激しさは、ルソー著『エミール』に向けられた迫害に匹敵する。『精神論』への論評は刊行後まもなくデイドロ、ヴォルテール、ルソー、等々によりなされたが、コンドルセによる評言は1773年以降の『コンドルセ＝テュルゴ往復書翰』に見出される。

『百科全書』にも寄稿した重農主義者テュルゴは、1761年からリモージュ県知事として租税と行政の改革を進め、また数学者コンドルセも政治や経済の問題に関心を寄せつつあった。ルイ16世の要請によってテュルゴは1774年財務長官に就任し、コンドルセも造幣総監としてかれを補佐する。

1771年にエルヴェシウスは急死し、やがてオートゥウにおける第2次文芸サロンが始まった。哲学者たちの政権参加が現実のものとなり、啓蒙思想の真価が政治的実践の次元で試される時期である⁸⁾。エルヴェシウス夫人の文芸サロンでもテュルゴとコンドルセとしばしば顔を合せ、急務とされる社会改革の原理や構想を論じあった。そうした状況のなかでコンドルセが『精神論』をあらためて検討したことを、1773年12月4日付書簡は語っている。

コンドルセからテュルゴへ

1773年12月4日

拝復 怖ろしいまでの厳しさで、あなたは『精神論』を判断しておられます。これは立派な書物である、とあなたに抗弁したいのです。1)なぜなら、この書物は自負心という襲のうちに、また他人と肩を並べ、他人を出し抜くため、たえず勉勵するという襲の

7) E. Badinter et R. Badinter, *op cit.*, pp. 581-583. Leon Cahen, *Condorcet et la Révolution française*, Paris, 1904. pp. 524-526.

8) テュルゴとコンドルセの関係およびエルヴェシウスにたいする両者の評価については、下記の書物を参照されたい。

Keith-Michael Baker, *Condorcet, raison et politique*, Paris, Hermann, 1988. pp. 266-296.

安藤隆穂著『フランス啓蒙思想の展開』名古屋大学出版会、1989年。93-123ページ。

うちに、エルヴェシウスの魂の素朴な肖像を示してくれます。モラリストの観察に従うよりも、特別の意図を持たずに、人間自体に即して肖像を描くほうがよかったです。2)この肖像は大勢の〈紳士〉を描いたものであり、ブヴォー夫人が評したとおり、エルヴェシウスはかれらの秘密を洩らしたにすぎません。3)自然または教育が詐欺師になるよう運命づけた人びとは沢山います。エルヴェシウスの方法や原理でしかかれらはまともな人間になれません。4)つぎのように述べたほうがよいでしょう。己れの友人が私を愛することを、かれは妨げません。己れの功績や榮譽をたえず考えることに、死ぬほど倦怠するのを、かれは咎めません。問題を解いたのは、美しい女性が近寄ってくることを期待したからだ、と私は思いません。幾何学に夢中となる女性に、これまで会わなかったからです。だから、私にもほかの善良な人びとにも、かれは悪害を及ぼしません。5)かれはあらゆる聖職者の不寛容を激しく非難しています。かれのもっとも大きな欠陥は、つぎのような仕方です。専制政治を糾弾するところにあると思います。専制君主は滅多に本を読まず、大臣はさらに読書をしません、かれらにたいしてではなく、次官や間諜にたいして、すべての英明な人物が不倶戴天の敵である、と教えているのです。これこそ英明な人物への迫害を惹起する仕方です。敬具⁹⁾

『精神論』は600ページを超える体系的な著作であり、その精彩ある叙述は認識論や知識論から、道徳論、政治論、芸術論、教育論へと展開する。エルヴェシウスに向けられた多くの評価と同じく、12月4日付書簡の論評は短簡に過ぎ、『精神論』の主張自体も批判者自身の論理も、ほとんどそこから把握できない。しかし、コンドルセが『精神論』を熱心に読み、テュルゴと白熱した論議を交した事、また前者が『精神論』を高く評価し、エルヴェシウスの主張にかなり共感していることは、容易に察せられる。

この書簡に先立つテュルゴのコンドルセ宛手紙には、『精神論』にたいする詳細な批判が含まれたはずである。テュルゴによる批判の核心は、功利主義的な人間観と道徳観への論駁と考えられる。また、上記の書簡を読んで、テュルゴはみずからの思想的立場を返書で吐露したらしい。残念ながらそれら2通のコンドルセ宛手紙は散逸したままである。

テュルゴとコンドルセにあっては、こうして百科全書派の社会理論を再検討することが、経済政策や政治改革の立案と密接に結びついた。ただし、エルヴェシウス夫人をめぐる青年時代からの恋敵でもあるためか、テュルゴは『精神論』の著者にたいして終始辛辣である。より客観的なコンドルセが、エルヴェシウスの思想に親近感を抱いていることは、つぎの書簡によっても判る。

9) Condorcet, "Lettre à Turgot du 4 décembre 1773", dans CO, Tome I, pp. 219-220. CTC. pp. 140-141.

コンドルセからテュルゴへ

1773年12月13日

拝復 あなたの信条告白を受け取ったところです。だから、ここで私の信条告白を語ります。コレッジを卒業した頃、私は正義や徳という道徳的観念について省察を始めました。公正で有徳であることの利益は、ひとりの感性的存在を圧する不幸を見るのが、ほかの感性的存在にとっても必然的に苦痛あることに基づく、と私は観察できたように思います。

その時点からほかの利益によって邪悪となるのを私は恐れ、いま述べた感情を本来の強烈のまま保持するよう努めました。狩猟への趣味をもっていました、それも断念し、酷い害悪を発しないかぎり、虫類を殺さぬよう慎んだのです。だから、エルヴェシウスの考えに私は賛同しません。なぜなら、私は人間のなかにそうした感情を見出しますが、エルヴェシウスはそれの力も影響も認めていないようです。

〈哲学者たち〉と呼ばれる人たちにこの書物が多大の被害を与える、と私も思います。というのは、宗教や政治について自由に考える人たちすべてが、かれのような意見を秘密の原理にしている、と世人がかならず誤解するからです。

専制政治に抗してかくも力強く書く人間が、人類に害悪しか与えない専制君主、著者自身と彼の著書にたいする讃辞だけが唯一の功績である専制君主を、惜しみなく褒め讃えていることも、私は好みません。

エルヴェシウスと同様に私もつぎのとおり考えます。人びとがきわめて公正に、きわめて情深く、きわめて良心的になりうる、と。とりわけ人びとが偉大な軍人、偉大な哲学者、偉大な詩人となり、同時にまた嫌悪すべき品性をも具えうる、と。そして、さまざまな徳の間に序列を設けるならば、純潔、貞節、節制などのはるか上位に、正義、善行、祖国愛、気概（家畜小屋の犬すべてにみられる闘志ではない）、圧制者への憎しみを置くべきである、と。ただし、たんなる局部的なものと、あらゆる時代、あらゆる場所に共通するものを、道徳にかんしては区別すべきでしょう。たとえば、一定の拘束を受けるのに同意した女性と楽しむことは、それなりに許容でき、弁護できます。しかし、ほかの種類の放蕩、いかがわしい場所での乱痴気騒ぎ、誠実な相手にたいする約束の蹂躪などは、かならず公德心の欠如、人類を貶める嫌悪すべき行為とされるのです¹⁰⁾。

エルヴェシウスの歿後1773年に遺作『人間論——人間の精神的能力と教育——』がオランダで刊行された。上巻639ページ、下巻760ページに及ぶこの大作で、彼は『精神論』の主張を敷

10) Condorcet, "Lettre à Turgot du 13 décembre 1773", dans CO, Tome I, pp. 221-222. CTC. pp. 142-143.

衍しつつ、教育に関する詳細な叙述を繰り広げる。『人間論』もまたフランスで禁書に処せられたが、革命期までさまざまな形態で刊行され、広く流布していた。百科全書派の夥しい著作のなかで、この遺作にコンドルセの教育理論はもっとも近縁性をもつように思われる。しかし、『人間論』自体にコンドルセが言及した文書はいまだ見出せない。

なお、エルヴェシウスが青年時代に試作した哲学詩『幸福』も、サン＝ランベールによる小伝を付してやはり歿後に公刊された。魅力的なシュアール夫人とコンドルセとの往復書簡でこの韻文が話題にされている。1772年頃における社会状況の変化にも触れているものの、そこでもコンドルセの感想はあまりに断片的である。しかし、エルヴェシウスの著作をかれが直接評した史料として無視できない。

コンドルセからシュアール夫人へ (1772年秋)

エルヴェシウスの詩は私になんらの楽しみも与えません。そこに綴られた好ましい事柄すべてが、ヴォルテールにおいて一層見事に表現されています。残りの部分はわざとらしい想像であり、私は我慢できません。人びとが神殿を建立しても、そしてエルヴェシウスが書斎で語れるような事柄を告げるため、そこに知恵の神を招くとしても、私にはどうでもよいのです。巧みに書かれた叙述が若干そこにはあります。〔中略〕また、われわれの国家体制に生じた変化を悲しんでいる、と人びとがエルヴェシウスを非難しないよう望みます。(モプー高等法院) 1)なぜなら、人民という落葉のなかで果すべき役割について、聖職者団体や大臣官房と口論している200人の下士官が、国家体制を形成するわけではないのです。2)なぜなら、モリナ派のならず者がヤンセン派のならず者を引継ぎ、赤いミサがいつも行なわれるので、肝心のところは保持されたままです。3)なぜなら、ある書物を感嘆しながら読んだ、と確言した男に残酷な刑を下した人物が、軽く罰せられるのを見て、それを著した哲学者が悲しみ、病気になったとしても、かれを称讃する必要はないからです¹¹⁾。

2 エルヴェシウスの教育思想とコンドルセの教育思想の比較・検討

(1) 政治と教育——エルヴェシウスとコンドルセの対比 その1

エルヴェシウスの著作および同夫人の文芸サロンにたいするコンドルセの直接的関係は、以上のように興味深い事実を含んでいる。しかし、ふたりの思想家が理論的にいかなる類似性と相違性をもつかは、これまでに挙げた史料からは漠然としか判らない。エルヴェシウスおよびコンドルセの著作自体を検討することが、彼らの現実認識や論理構

11) "Condorcet à Mme Suard (automne, 1772)", dans CSC. pp. 106-107.

造を比較し、ひいては啓蒙期から革命期への思想的な継承を明らかにするため、どうしても必要なのである。

ただし、ここでは比較・検討の範囲を教育思想の領域だけに止め、コンドルセについては分析の対象として『公教育にかんする5つの覚書』だけに限定する。膨大で多岐にわたるエルヴェシウスの著書と対比するためには、広汎な領域にまたがるコンドルセの作品、すくなくとも『人間精神進歩史素描』を取り上げるのが至当であろう。コンドルセにかんして教育を扱った理論的な著述のみを分析の対象とするのは、本節の紙幅と執筆者の力量が制約されているからにすぎない¹²⁾。

【比較対照A】 政治改革と教育改革

α エルヴェシウス著『精神論』 第4篇第17章

人間を形成する技術はすべての国で政治形態と密接に結びついている。したがって、国家体制そのものの変革なしに、公教育の重要な改革はおそらく不可能である¹³⁾。

β コンドルセ『公教育にかんする第1の覚書——公教育の本質と目的』

公教育は市民にたいする社会の義務である。

もしも精神的能力の不平等のため、大半の人びとが権利を充分に享受できないならば、すべて人間は同じ権利を有すると宣言すること、また、こうした第1の原理、永久の正義という原理を国法によって尊重することも、無益となるであろう¹⁴⁾。

【対照A】のαあるいはβとして掲げた論述が、エルヴェシウスとコンドルセのいずれについても教育思想の核心にあたる。論述αは『精神論』の最後を飾る第4篇第17章「教育について」の冒頭に置かれ、教育改革を主題とする遺作『人間論』の予告ともなった。論述βも『公教育にかんする第1の覚書——公教育の本質と目的』の劈頭に記され、教育史上有名な一文である。

12) 前述の松島鈞訳『公教育の原理』には『第1の覚書』および『第2の覚書』の全訳が含まれる。また、『第5の覚書 科学教育』、『第4の覚書 職業教育』、『第3の覚書 成人の普通教育』の全訳はつぎの刊行物に各々収録されている。松島鈞「コンドルセ研究メモ(1), (2), (3)」『西洋教育史研究』, 第5号(1976), pp. 49-63; 第6号(1977), pp. 82-101. 第7号(1978), pp. 103-134.

コンドルセの教育思想にかんする総括的研究としては、つぎの書物が周到・的確である。吉田正晴著『フランス公教育の源流』風間書房, 1977年。

13) HE 1. p. 632. cf. HOL. tome VI, p. 181.

14) CMI. p. 169. cf. ココマ, 9ページ。

政治改革と教育改革の緊密な関連を強調していることが、両者に共通する第1の特徴である。ただし、アンシャン＝レジームのもとでエルヴェシウスは教育改革の前提として政治改革を提唱し、フランス革命の最中に書かれた『公教育にかんする5つの覚書』は、『人権宣言』等の法的成果を実質化するため、公教育の確立に努力を傾注する¹⁵⁾。

【比較対照B】 専制政治における知および教育

α エルヴェシウス著『精神論』 第3篇第30章

専制政治に支配される民族においては、地位ある人びとすら正義の明確な観念を持たない。この点にかんしてかれらは白痴の状態にある。(中略)

また、執筆者は答えない。市民が公務の遂行になんら関与できぬ専制国、祖国の悲惨を注視する者が周囲から疎まれる専制国、皇帝の邪まな私利が臣民の利益と衝突する専制国、君主への奉仕が国民への裏切りとなる専制国で、どうしてそのような知識が身に付こう、と。有徳で公正となるには、君主および臣民の義務を知り、社会の全成員を結ぶ相互契約を学ぶことが必要である。正義とはこの種の契約を深く認識することにほかならぬ。こうした認識に到達するには、思考することが求められる。とはいえ、専制的な権力に屈従する民族において、だれが敢えて思考しよう。本性の怠惰さ、利益のなさ、習慣の乏しさ、さらには思想に伴う危険が、無為無能な状態へすぐさま導く。己れの考えを隠したがる国では、考えようと心掛ける人は滅多にいない¹⁶⁾。

β コンドルセ『公教育にかんする第1の覚書——公教育の本質と目的』

知による専制、貧弱で不確かではあるが、若干の微々たる階級に独占された知による専制が、力による専制と蒙昧な時代には結びついた。聖職者、法律家、商業取引の秘訣を握る人びと、また希少な学校で育成された医者でさえも、完全に武装した武人と同じように世の支配者となった。なお、火薬が発明される以前に、武器の操作技術

15) 「コンドルセの理解を通してみれば、〔中略〕(1)学校は家庭の延長であり、その機能の代替であり、別の側面では私事の組織化であり、親義務の共同化(集団化)であった」(堀尾輝久、『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971年、14ページ。)

公教育の原則にかんする上記のような理解が、わが国では国家主義的な統制を駁す論拠のひとつとなった。しかし、エルヴェシウスからコンドルセに至る百科全書派の思想を吟味するとき、かれらが教育の私事性をとくに主張したと解釈はできない。人間形成の社会的要素や教育と政治の緊密な関連を強調しながら、教育の源泉を親権や家庭に認めたとすれば、百科全書派は論理的にも不整合である。

16) HE 1. pp. 388-389. cf. HOL. tome IV, pp. 180-182.

を独占的に習得し、優越した存在であることが、これら武人の世襲的な専制を基礎づけた¹⁷⁾。

(2) 素質と能力——エルヴェシウスとコンドルセの対比 その2

素質と能力にかんする議論は『精神論』第3篇の主題であり、『人間論』でも主要な論題のひとつとされた。いわゆる環境・教育決定論はロックの思想に源を発し、フランス啓蒙思想を貫く基調であるが、エルヴェシウスの著作においてもっとも鮮明に表現される。この理論は封建的な差別や不平等を擁護する遺伝・素質決定論と対比し、万人における精神的素質の平等と能力の後天的な形成を力説した¹⁸⁾。

【比較対照C】 人間形成における環境・教育の役割

α エルヴェシウス著『精神論』第3篇第18章

それゆえ、人びとの間に認められる精神の不平等は、かれらが従う政治の如何、かれらが生れた時代の良否、かれらが受けた教育の優劣、秀でた人物となる望みの強弱、思索の対象とする観念の大小や多寡に依存する。

だから、天才もかれらを取り巻く環境の所産にすぎない。だから教育の技術とは精神および徳性の萌芽を伸ばすよう、青少年のため適切な環境を配備することに尽きる¹⁹⁾。

β コンドルセ「公教育にかんする第1の覚書——公教育の本質と目的」

いままではきわめて少数の個人しか、自己のあらゆる生得的能力を発展させるような教育に、子どもの頃浴していない。そうした恩恵を授けられたと自慢できる子どもは、100人にひとりもないほどである。また、不幸な境遇のためそうした恩恵を得られなかった人びと、そして後年天分の発露が幸運という順風を受け、みずから勉励するに至った人びとすら、ありうる自己より下位に止まることを、経験は明白に示している。(中略)

17) CMI. pp. 171-172. cf. ココマ 10-11ページ。

18) 素質や能力の問題をめぐる中世的な人間観と近代的な人間観の相克について、筆者は下記の論稿で素描を試みた。

拙稿「フランス近代思想における人間の素質と能力」梅根悟監修『フランス教育史Ⅱ（世界教育史体系10）』講談社、1975年。pp. 247-270, 316-321.

19) HE 1. pp. 473-474. cf. HOL. tome V, pp. 92-94.

それゆえ、いかなる才能をも見落さず、取り逃さない公教育の形態、これまで富者の子どもにのみ用意されたあらゆる支援を、かれらにも提供する公教育の形態を確立することが重要となろう²⁰⁾。

コンドルセの思想も環境・教育決定論の色彩が濃厚であり、『精神論』からの著しい影響が感知できる。ただし、かれは教育改革の立案や理想社会への構想において各人の先天的な条件と個性的な差異にも綿密な配慮を示している。

こうした理論はなによりも特権身分と第三身分との平等を根拠づけるが、女性解放の側面でも見事な成果を挙げた。男女の本質的な平等を訴えるコンドルセの論述は、エルヴェシウスのそれと酷似している。ただし、前者は女性の学術的な才能を評価し、後者は国政における女傑の功績を褒め讃えた²¹⁾。

【比較対照D】 女性の能力と教育

α エルヴェシウス著『人間論』 第2篇第12章

勿論男性と女性の身体組織は若干の点で非常に異なる。だが、このような相違が女性の精神を劣等にした、と考えてよいであろうか。否である。つぎのように論証できるとでも言うのか。男性と同じ身体組織を持つ女性がひとりもない以上、男性に匹敵する精神を有する女性はいない、と。サッフオ、ヒパティウス、エリザベス、エカテリーナ2世、等々は天才的な男性にひけをとらない。男性に較べ、一般に女性が見劣りするの、かの女らが男性より貧弱な教育しか受けぬからである。極端に条件の違うふたり、たとえば王妃と下女を対比してみよう。どちらの身分においても、女性は自分の伴侶と同等の精神しか持たぬ。なぜか。下女もその夫も劣悪な教育しか受けぬからである²²⁾。

β コンドルセ『公教育にかんする第1の覚書——公教育の本質と目的』

なおまた、女性は男性と同じ諸権利を有する。だから、知を習得するため男性と同

20) CMI. p. 179. cf. ココマ 16-17ページ。

21) たとえば、L. アバンスールは女性解放史に関する先駆的な名著のなかでエルヴェシウスとコンドルセに高い評価を与える。

Léon Abensour, *La Femme et le féminisme avant la Révolution*, Paris, 1923. (Slatkine Reprint, Genève, 1977). pp. 357-358.

Léon Abensour, *Histoire générale du féminisme*, Paris, 1921. (Slatkine Reprint, Genève, 1979). pp. 180-183.

22) HH 1. tome I, pp. 252-253. cf. HOL. tome VIII, pp. 16-17. エニネ, 93-94ページ。

じ便宜を供される権利も、女性は持っている。男性と同様に独立し、男性に等しい範囲でそうした諸権利を実際に行使することは、知によってのみ可能だからである。

〔中略〕

イタリアのきわめて著名な大学では、幾人かの女性が講座を担当し、きわめて高度な学問においてすら教授の職務を遂行して、称讃を受けている。この国でも各種の偏見が消え去ったとは思えず、素朴で純真な習俗が有力なわけでもないのに、上記のような結果いささかの不都合や苦情や、擲揄すらも生じていない²³⁾。

(3) 道徳と教育——エルヴェシウスとコンドルセの対比 その3

コンドルセの提案のなかで道徳教育は重要な教育内容のひとつであり、とくにこれはエルヴェシウスの教育思想を継承したものと考えられる。百科全書派は主知主義に偏し、コンドルセは公教育から道徳教育を排除した、とわが国ではしばしば誤解される。宗教と教育の関係がヨーロッパと大いに異なる精神的風土のもとでは、道徳あるいは道徳思想の概念を明確にしないと、そうした誤解が発生し易い²⁴⁾。

いわゆる非宗教性は近代公教育の主要な原則のひとつである。中世以来公教育を支配してきたカトリック教会に抗し、学校の管理・経営を国家の手に委ねるよう、啓蒙期の哲学者たちは主張した。理神論あるいは唯物論を信奉するかれらは、教育内容においても宗教的な教義の除去を当然要求する。

23) CML. pp. 220-221. cf. ココマ, 49-50ページ。

24) 「コンドルセ案のもっとも本質的な特色は知育主義の主張であった。コンドルセは『公教育は知育 (instruction) のみを対象とすべきである』と明快に論じている〔中略〕また、道徳は、宗教から分離され、正しい道徳感情や思想、またその結果である正義の原理についての正確で厳密な分析力を養う方向において取り扱われることになった」(松島鈞著『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房, 1968年。257-259ページ)。

「公教育は、人間教育のすべてを引き受けることはできない。それは『良心の権利』に反し、親の自然権を犯すことになる。こうして教育(徳育)が区別され、公教育(l'instruction publique)はその名のおり知育(アンストリュクシオン)に限定される。そして公教育から宗教、およびそれと連関する道徳教育が除かれ、世俗主義(laïcisme)が要求される。〔中略〕にもかかわらず現実の中での知育の重視は、それ自体新たな徳育観(知育を軸とする道徳教育思想)を準備する」(堀尾輝久, 前掲書。13-15ページ)。

公教育での知育主義ないし知育限定というコンドルセ解釈が、ともすればわが国で公教育における道徳教育の排除と単純に理解され、(修身)の復活を警戒する教育運動のひとつの拠りどころを与えた。しかし、コンドルセの提案が非宗教的な道徳の学習を含むことは、ここに引用した研究書でも明記されている。

【比較対照E】 公教育と宗教教育

α エルヴェシウス著『人間論』第10篇第8章

市民の教育を聖職者に委ねる民族は不幸である！

聖職者は正義にかんし誤った観念しか授けない。市民になにも授けてくれぬほうがましである。偏見に染まらぬ人は、真の認識にそれだけ近く、優れた教育をそれだけ受け入れ易い。だが、優れた教育をどこに見出せるか。人間の歴史、さまざまな民族や法律の歴史、またさまざまな法律が制定される事由の歴史のなかにである。ただし、聖職者はそうした源泉から正義の原則を汲み取ることを許さない。かれらの利益がそれを禁ずる。そうした勉学によって諸国民が開明的になれば、一般利益という尺度でさまざまな行為を、あるいは称讃し、あるいは軽蔑するに至る、とかれらは感じている²⁵⁾。

β コンドルセ『公教育にかんする第1の覚書——公教育の本質と目的』

公権力は道德教育を宗教教育に結びつける権利を有しない。

この問題にかんして公権力の行為は独断的でも、普遍的でもいけない。すでに明らかにしたとおり、公権力は独立した良心の選択に先立って、あれこれを優先させる権利など持たないので、宗教的な教説を普遍教育の一部にすることはできない。かくして道德教育をそうした教説から厳格に独立させる必然性が生ずる。(中略)

いかなる事柄にかんしても公権力は教説を真理として教えさせる権利を持たない。また、どんな信仰も課してはならぬ。一定の教説が危険な誤謬に思われても、公権力がそれを打破したり、防止するため、対立する教説を教えさせてはならぬ。国法によってではなく、教師や方法の選択をとおしてそうした誤謬を公教育から遠ざけるべきである²⁶⁾。

エルヴェシウスはこうした宗教的な道德の習得に代えて、近代的な公民道德の涵養を提案し、具体的な学習計画まで作成した。たとえば『公教育にかんする第2の覚書——児童にたいする普通教育』においてコンドルセも、青少年の発達段階に応じて道德を教えるよう立案している。両者によって提唱される道德教育とは、公民として大切な知識や自覚を培うこと、すなわち人間生活の基礎、社会の基本的な構造、政治的な義務および権利を学ぶことにほかなら

25) HH 1. tome II, pp. 664-665. cf. HOL. tome VII, p. 122. エニネ, 164, 172-173ページ。

26) CMI. pp. 204-205. cf. ココマ, 36-37ページ。

ぬ。ただし、このような道德教育の方法は、主知的・理論的な学習を中心とし【エミール】で力説されるような道德教育、心情や実践を重視する教育と、はたしかに異質である。

なお、大革命以前においてエルヴェシウスが、既存の制度や法律に批判的な態度を育成することを訴える一方、大革命の渦中にあるコンドルセは、『人権宣言』に掲げられた義務と権利を実質化するため公民教育を強調する。

【比較対照F】 道德教育・公民教育の内容

α エルヴェシウス著「人間論」 第10篇第9章

しかし、正義にかんする明確な観念を少年期から授けることはできないか。往々きわめて滑稽である信仰の教えが、宗教的な教理問答をとおし子どもの記憶に刻み込まれる以上、有益かつ真理であることを、日々の経験によって立証される教えや公正の原理も、道徳的な教理問答をとおし刻み込むことができる、と執筆者は判断する。

（中略）

道德の真の原理を認識しようと望む者は、執筆者と同じように、肉体的感性の原理まで遡るがよい。そして繁殖を続ける人類が、土地を耕やし、社会的に結合し、相互に契約を定めざるをえない事由、またそうした契約を遵守するか、蹂躪するかによって、各人があるいは公正とされ、あるいは不正とされる事由を、飢えや渇きなどの欲求のなかに探究するがよい。（中略）

「公益、これこそ至上の法！」

さきに述べた格率で示される有益な事柄すべてを、この公理はきわめて一般的かつ明確に包含するので、市民が占める一切のさまざまな地位に適用でき、ブルジョワにも裁判官にも大臣にもふさわしいものである。敢えて言えば、こうした原理の高みに立ちつつ、各民族の慣習法を構成する局所的な契約を観察すれば、自己の約定がいかなる種類に属するか、自国の慣行、法律、風俗が賢愚いずれであるかを、各人は一層明瞭に理解できる。また、国法自体の賢明さや公正さを測る尺度として、大いなる原理を念頭に置く習慣を持てば、ますます健全な判断を下すことが可能となる²⁷⁾。

β コンドルセ「公教育にかんする第2の覚書——児童にたいする普通教育」

道德の教育を宗教の一般的観念と結合することすら必要でない。私たちの義務を規制する原理が、そうした観念から独立した真理を含まないとか、義務を履行する動機を人間は己れの心に見出せない、開明的な人物が今日敢えて言うであろうか。そし

27) HH 1. tome II, pp. 644-646, 661-662. cf. HOL. tome XII, p. 100-102, 118-120. エニネ, 174ページ。

てまた、正しい精神でもみずから納得できる反論がなんら為しえない宗教的な教説が、ただひとつ存在すると、敢えて主張するであろうか。(中略)

初等段階の教育しか受けず、それが終了する年齢から家業に従事する生徒たちは、勉学のため十分な時間も供せない。そして、自然的権利、政治的権利、公的な義務、制定された憲法、各種の実定法などについて詳しい知識を得たと確信できるほど、教育機関にながく留まることもできない。これらの生徒には権利の宣言にかんするもっとも簡単な説明、対象となるかれらにもっとも判り易い説明だけを授けるがよい。かれらの義務、すなわち己れと同じ権利を他者についても尊重する義務の説明も、ここから演繹される。また、これに加えて、かれらの生存に不可欠な社会の構造や権力の本質にかんし、きわめて簡明な概念を与えてもよい²⁸⁾。

以上のようにエルヴェシウスの見解と対比しながら、私たちは教育と政治の密接な関連、人間形成における社会的要因の重視、非宗教的な道德教育の奨励などを、コンドルセの教育思想として把握した。教育の本来的な私事性や学校からの徳育排除を説く主張が、いまではさして有効性をもたぬものとしても、このように理解されたかれの思想が、現代日本の教育問題に重要な示唆を与えることは勿論である。なお、学校なるものの存立自体にしばしば強い疑義が投ぜられる今日、公教育についての提言を主体とするコンドルセの論文よりも、人間形成における種々さまざまな社会的要因を解明するエルヴェシウスの著作のほうが、現代的意義をより多くもつとも言えよう。

28) CMI. pp. 254-255. cf. ココマ, 76-77ページ。

第2部第2章

第1節 エルヴェシウスからコンドルセへ

——教育思想の継承と展開——

永治日出雄

中央大学社会科学研究所研究報告 第12号

【フランス革命とは何か】抜刷

1993年3月